

住民監査請求の提出について

住民監査請求の基礎

- ・住民監査請求とは、牛久市の住民が、牛久市の執行機関又は職員（市長・教育委員会・職員等）の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、牛久市監査委員に対し、監査を求め、それらの予防・是正等の措置を請求する制度です。なお、監査請求は「茨城県牛久市職員措置請求書」を提出して行います。

請求の実質的要件

- ・請求人が牛久市の住民であること
- ・請求の対象となる行為者が牛久市の市長・委員会・委員・職員であること
- ・請求の対象が次の財務会計上の行為のいずれかであること
 - ① 違法若しくは不当な公金の支出
 - ② 違法若しくは不当な財産の取得・管理・処分
 - ③ 違法若しくは不当な契約の締結・履行
 - ④ 違法若しくは不当な債務その他の義務の負担
 - ⑤ 違法若しくは不当な公金の賦課・徴収を怠る事実
 - ⑥ 違法若しくは不当な財産の管理を怠る事実
- ※①～④の行為では相当の確実さで行われると予測できる場合でも請求可
- ・当該行為により牛久市に財産的な損害の発生（又はその可能性）があること
- ・請求することができる措置は次のいずれかであること
 - ① 違法若しくは不当な財務会計上の行為を防止するために必要な措置
 - ② 違法若しくは不当な財務会計上の行為を是正するために必要な措置
 - ③ 違法若しくは不当な財務会計上の怠る事実を改めるために必要な措置
 - ④ 違法若しくは不当な財務会計行為によって牛久市の被った損害を補てんするために必要な措置
- ・当該行為があった日又は終わった日から1年以内の請求であること（1年以上経過したときは正当な理由がある場合のみ請求可）

請求の形式的要件（手続的要件）

- ・措置要求書には請求人の住所、請求の要旨など所定事項が記載され、かつ、請求人の署名押印した書面であること
- ・違法又は不当な財務会計行為があること（確実に予測される場合を含む）を証する書面が添付されていること

茨城県牛久市職員措置請求書

茨城県牛久市 市長、〇〇委員会、〇〇委員、職員 に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

- ・だれが(請求の対象となる市長、委員会、委員、職員等の職氏名)
- ・いつ、どのような財務会計上の行為を行っているか
(〇年〇月〇日、〇〇工事請負契約の締結、〇〇事業用地の取得など)
- ・その行為は、どのような理由で違法若しくは不当か
- ・その行為により、牛久市にどのような財産的な損害が生じているか
- ・どのような措置を請求するのか
(〇〇工事請負契約の締結の差止め、〇〇事業用地取得契約の解除及び市が被った損害の補てんなど)

2 請求者

住 所 牛久市●●町 0000-0

…ハイツ 000 号室

氏 名 牛久太郎 ⑩

(必ず自署してください。)

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

令和 ●年 ●月 ●日

牛久市監査委員 早川 広行 様

*違法又は不当とする事実を証する書類を添付してください。

*請求者が複数のときは、代表者を定めて、その氏名の前に代表者と表示してください。

*正副2部提出してください。